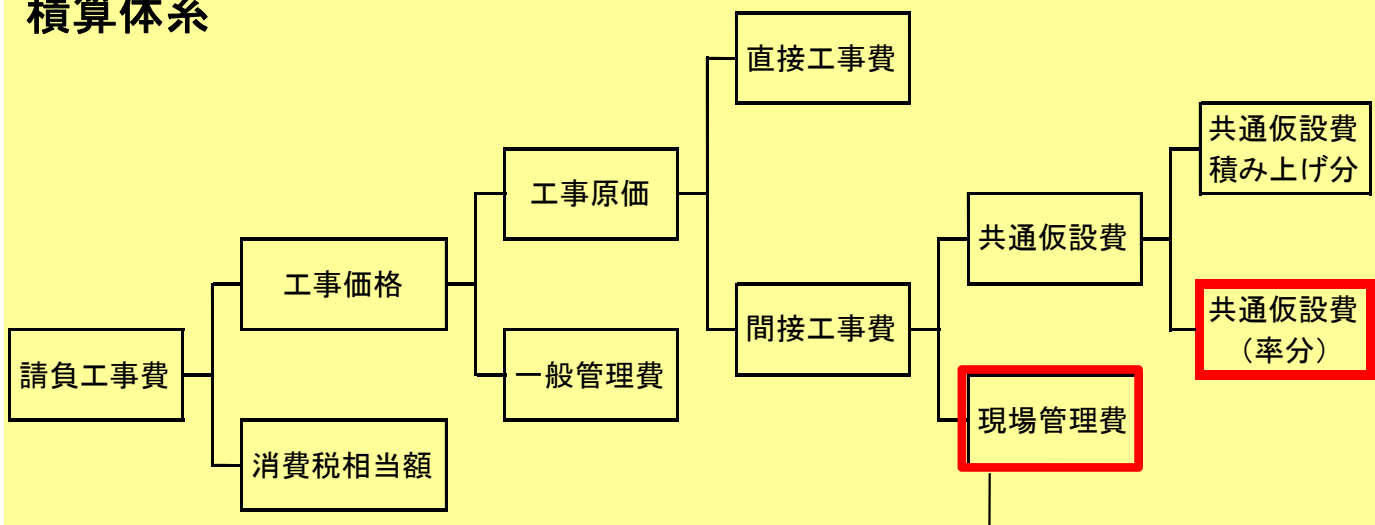


宿泊等に係る間接費の設計変更の導入

- 東日本大震災被災地では、地域内では労働者を確保出来ないため、地域外の労働者で対応せざるを得ず、宿泊費や長距離通勤により、施工者の負担増が復興事業の足かせとなっている。
- これらの費用は、予定価格において全国の実績調査を基に率計上で積算をしているが、労働者の確保方針に変更があった場合に必要となる間接費について、設計変更により対応できるようにする。

積算体系



以下の青字赤字部分を対象に設計変更

- 営繕費
 - ・労働者の輸送に要する費用
 - ・**宿泊費**
 - ・**借上費**
 - ・倉庫及び材料補完場の営繕に要する費用、他
- 運搬費
- 準備費
- 事業損失防止施設費
- 技術管理費

< これまでに講じた対策 >

①H24.3.1～(平成24年2月29日通知)

被災3県において、共通仮設費、現場管理費のうち、労働者確保に必要となる費用(右図青色)の割り増しを実施。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.056
現場管理費	1.005

②H24.6.27～(平成24年6月27日通知)

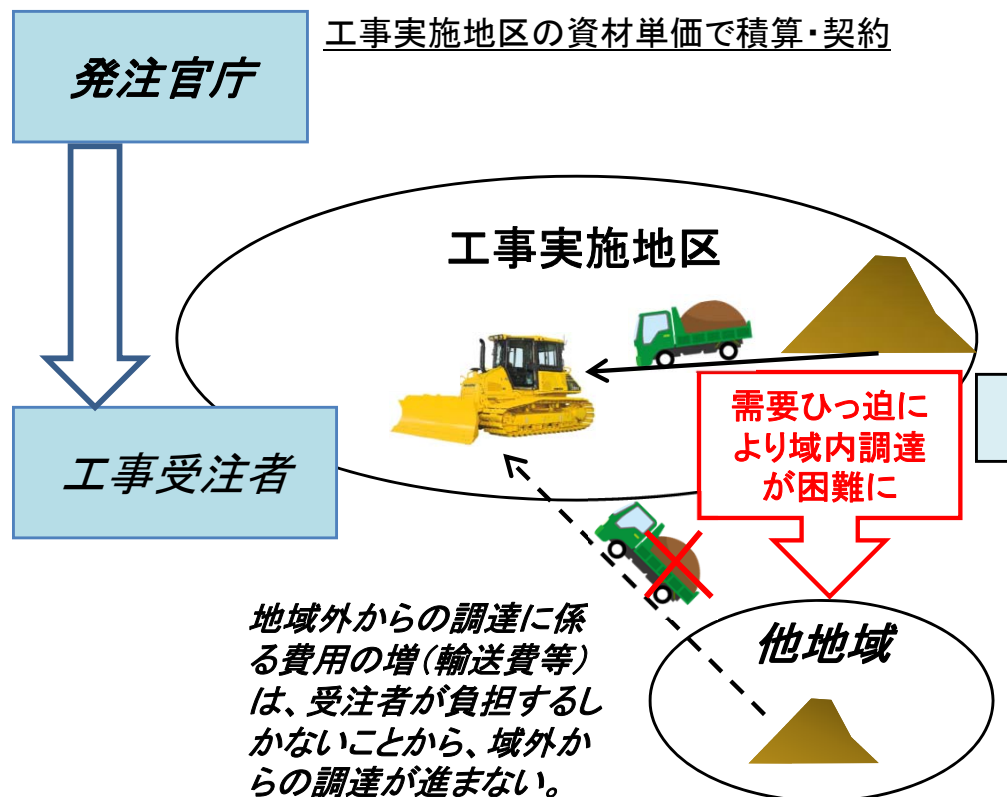
通常、設計変更の対象としない右図青色、赤色の費用について、被災地での労働者確保のため当初の想定を超えて必要になった場合には設計変更で対応。

- 労務管理費
 - ・**募集及び解散に要する費用**
 - ・労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用
 - ・**賃金以外の食事、通勤等に要する費用**
 - ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用、他
- 安全訓練等に要する費用

- 被災3県の沿岸地域を中心に、砕石等の供給不足が生じる恐れがあり、不足分を他地域から調達した場合は、他地域から工事現場への輸送費がかかるため、積算額と実際にかかる費用に乖離が生じる。
- そのため、工事現場が所在する地区において建設資材の需給ひっ迫等が生じ、他地域からの調達に変更せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行うものとする。

(平成24年6月27日通知)

現状



対策

